

工事一般仕様書

平成25年4月起

改訂履歴

平成26年	8月	改訂
平成28年	4月	改訂
平成29年	5月	改訂
令和 2年	6月	改訂
令和 4年	4月	改訂
令和 6年	11月	改訂
令和 7年	4月	改訂

愛知県一宮市上下水道部

施設保全課

第1章 総則

第1節 一般事項

1-1-1	適用	3
1-1-2	用語の定義	3
1-1-3	事前調査	3
1-1-4	施設の保全	3
1-1-5	資格を必要とする作業	3
1-1-6	運搬	3
1-1-7	用地の使用	3
1-1-8	工事対象物の管理義務	3
1-1-9	不具合時の措置	3
1-1-10	機能増設	3
1-1-11	火災保険等	3

第2節 提出・提示書類

1-2-1	提出書類	4
1-2-2	施工計画書	4
1-2-3	材料の品質規格に関する資料	4
1-2-4	施工承諾	4
1-2-5	材料確認	5
1-2-6	完成図書	5
1-2-7	電子データ	5
1-2-8	建設工事にかかる資材の再資源化等に関する法律の対象工事	5
1-2-9	完成書類の表紙	6
1-2-10	工事記録	6
1-2-11	その他の提出・提示書類	6

第3節 安全管理

1-3-1	工事現場管理	6
1-3-2	酸素欠乏症等の防止	6
1-3-3	大野極楽寺公園内の交通安全管理	6

第4節 工事施工

1-4-1	施工管理	7
1-4-2	施工時期及び施工時間の変更	7
1-4-3	機器材料(以下「機材」という)	7
1-4-4	機材の試験	7
1-4-5	調査、検査に対する協力	8
1-4-6	段階確認・施工状況把握	8
1-4-7	工場立会検査	8
1-4-8	電気、水の支給	8
1-4-9	既設物の破壊または移動	9
1-4-10	解体機材	9
1-4-11	建設廃棄物等の運搬、処理	9
1-4-12	竣工銘板	9

1-4-13	施工	9
1-4-14	各種手続	9
1-4-15	保証期間	9
1-4-16	技術講習	9
1-4-17	その他	9
第5節 週休2日制工事		
1-5-1	施工条件の明示	9
1-5-2	建築工事を除く工事	10
1-5-3	建築工事	10
1-5-4	取組証の発行	10
第2章 機械工事編		
第1節 機械設備工事		
2-1-1	機械設備全般	11
2-1-2	機械基礎及び土木作業	11
第2節 建築機械工事		
第3節 機器分解整備工事		
2-3-1	遵守事項	11
2-3-2	機材	11
2-3-3	施工	11
第3章 電気設備工事編		
第1節 一般事項		
3-1-1	電気設備全般	12
3-1-2	機器基礎及び土木・建築作業	12
3-1-3	規格・基準等	12
第2節 ケーブル・電線		
3-2-1	盤内配線	13
3-2-2	ケーブル札	13
第3節 建築電気工事		
第4章 管工事編		
第1節 管工事		
4-1-1	管工事全般	14
4-1-2	土木・建築作業	14
第5章 土木工事編		
第6章 建築工事編		
第7章 塗装工事編		
第1節 塗装工事		
7-1-1	塗装工事全般	15
7-1-2	塗装色彩	15
別図1	図1-2-6 完成図書製本様式	16
別図2	図1-4-12 竣工銘板標準図	17
別図2	図3-2-2 ケーブル札標準図	17
参考様式	工事完了提出書類一覧表	18

第1章 総則

第1節 一般事項

1-1-1 適用

- 1 この仕様書は一宮市上下水道部施設保全課が発注する工事の施工に適用する。
- 2 特別な仕様については、特記仕様書に従い施工するものとする。
- 3 契約書に添付されている図面及び特記仕様書に記載された事項は、この仕様書より優先するものとする。
- 4 この仕様書に記載されていない事項は、愛知県編集の工事標準仕様書(以下「県仕様書」という)に従うものとする。

1-1-2 用語の定義

この仕様書の用語の定義は、県仕様書によるものとする。

1-1-3 事前調査

請負者は、工事着手に先立ち現地の状況、関連工事その他についての綿密な調査を行い、十分状況を把握の上、工事を施工しなければならない。

1-1-4 施設の保全

既設構造物を汚染または損傷を与える恐れがある時は、適切な養生を行うものとし、汚染または損傷を与えた時はすみやかに、監督員に報告し請負者の責任で復旧しなければならない。

1-1-5 資格を必要とする作業

資格を必要とする作業は、それぞれの資格を有する者が施工しなければならない。

1-1-6 運搬

機材の運搬は、慎重に行い、内容物に損傷を与えないように扱い、運搬中に路面或は第三者に損傷を与えた場合、屋内搬入時に構造物等に損傷を与えた場合は、すべて請負者の責任において対処すること。

1-1-7 用地の使用

請負者が現場事務所、作業員休憩所、材料置場などの工事に必要な仮設物を敷地内に設ける場合は、承認を受けること。また、承認した内容に変更が生じた場合は、変更承認を受けること。なお、使用する必要が無くなった場合は、すみやかに原状復旧を行うこと。

1-1-8 工事対象物の管理義務

請負者は、工事が完成し、引渡し完了（完了検査合格日）迄の工事対象物の保管責任を負わなければならない。なお、現場発生品についても、随時引渡し確認が完了するまで同様とする。

1-1-9 不具合時の措置

請負者は、納入した機器や材料等で、リコール・不具合の情報を知り得た場合、速やかに監督員に報告すること。

1-1-10 機能増設

機能増設に伴う盤改造及びソフト変更等については、既設機器の機能を熟知し、既設機能を含めた改造後の機器全体の機能・性能保証ができ、改造による調整・トラブル等について対応ができる者によって行わなければならない。

1-1-11 火災保険等

- 1 一宮市公共工事請負契約約款第57条の付さなければならない保険とは、火災保険、建設工事保険、土木工事保険、組立保険、その他これらに類する保険とする。
- 2 保険期間は、工事資材の現場搬入の日から工事目的物引渡しの日(特に定めのない限り、契約上の

工事完成期日経過後14日間)までとする。

3 被保険者は、原則として請負者とする。

4 監督員に求められたときには証券の写し等を提示できるよう整理しておくこと。

第2節 提出・提示書類

1-2-1 提出書類

請負者は、提出書類を期日までに、監督員に提出または提示しなければならない。ただし、監督員が必要ないと認めた場合はこの限りではない。

1-2-2 施工計画書

請負者は、(5) 主要資材、(6) 施工方法の監督員による段階確認及び施工状況把握内容、(7) 施工管理計画の出来形管理方法、品質管理方法について記載しなければならない。ただし、監督員が必要ないと認めた場合はこの限りではない。

1-2-3 材料の品質規格に関する資料

1 請負者は、材料を製作する場合、設計図書に基づき、プラントとして機能性、安全性、管理性を十分に把握し、現場等を調査した上、材料の品質規格に関する資料（以下「資料」という）を監督員に提出し、承諾を得てから製作に着手すること。

2 仕様は原則として変更を認めないが、やむを得ず仕様変更する必要がある場合は事前に承諾を得なければならない。

3 資料作成にあたり特記仕様書で指示する機器及びプラントについては、公害の発生源とならないための公害防止及び地震の対策等を十分考慮する。

4 監督員の指示により、請負者は各種計算書を提出しなければならない。

5 資料の内容は下記による。ただし、監督員の了解を得て省略することができる。

(1) 機器、工場製作に関するもの

ア 設計計算書

イ 一般機器配置図

ウ 機器外形図及び構造図(材料、寸法、重量を記入したもの)

エ 機器組立図及び詳細図(材質、寸法を記入したもの)

オ フロー図

カ 機器予想性能曲線図

キ 単線結線図及び三線結線図並びに展開接続図

ク 機器内部結線図

ケ その他監督員が指示するもの

1-2-4 施工承諾

1 請負者は、設計図書に基づき、プラントとして機能性、安全性、管理性を十分に把握し、現場等を調査した上、施工図を監督員に提出し、承諾を得てから施工に着手すること。

(1) 施工に関するもの

ア 機器基礎図、据付図

イ 配管図、スケルトン図

ウ 加工品製作図

エ 各機器間の電線接続図及び配管配線図

オ 上記の各詳細図

カ その他監督員が指示するもの

1-2-5 材料確認

請負者は、使用するすべての工事材料について監督員の確認を受けなければならない。ただし、監督員の了解を得て省略することができる。

1-2-6 完成図書

1 請負者は、各設備の機能が充分発揮できるように、かつ運転及び管理が適正に安全に行えるように次の該当する項目をまとめ完成図書を製作しなければならない。ただし、監督員の了解を得て省略することができる。

- (1) 工事概要
- (2) 工事完成図
 - ア フローシート
 - イ 全体平面図
 - ウ 配置平面・断面図
 - エ 機器据付図
 - オ 機器基礎図
 - カ 配管図、配管系統図
 - キ 単線結線図
 - ク 配線系統図
 - ケ 配線、配管布設図（ラック、ダクト、ピット）
 - コ 展開接続図
 - サ 接地系統図
- (3) 機器製作仕様書
- (4) 各種計算書等（容量、数量、強度など）
- (5) 各種試験成績書（試運転報告書を含む）
- (6) 設定値リスト
- (7) ケーブル布設表
- (8) 取扱い説明書、運転操作説明書
- (9) 官公署申請書類（検査済証明書含む）
- (10) 予備品、添付品一覧
- (11) 製造業者一覧、アフターサービス体制等
- (12) 各種電子データ

2 完成図書の様式、サイズ、数量は特記仕様書に別段定めない限り次のとおりとする。

- (1) 黒表紙製本、金文字
- (2) サイズA4判
- (3) 部数2部（ただし、監督員が必要とする場合はこの限りでない。）
- (4) 製本の様式は別図1 図1-2-3完成図書製本様式のとおりで、厚さによっては2冊以上に分冊すること。

1-2-7 電子データ

請負者は、工事で製作した完成図書を電子データ（PDF形式等）で取りまとめ、監督員が指定する電子媒体により完成図書に添付し、提出しなければならない。ただし、監督員が必要ないと認められた部分は、この限りでない。

1-2-8 建設工事にかかる資材の再資源化等に関する法律の対象工事

請負者は、建設工事にかかる資材の再資源化等に関する法律に係る工事を落札した場合、落札日

から3日以内(閉庁日を除く)に説明書を提出すること。

1-2-9 完成書類の表紙

請負者は、完成時に提出する書類の表紙を参考様式により作成し提出すること。ただし、監督員が必要ないと認めた場合は、この限りではない。

1-2-10 工事記録

請負者は、具体的な作業内容について、日報等(任意様式)で記録すること。なお、監督員から請求があった場合には、直ちに提示すること。

1-2-11 その他の提出・提示書類

請負者は、監督員から請求がある場合、定めなきものについても監督員の指示する様式および期日で書類を提出・提示しなければならない。

第3節 安全管理

1-3-1 工事現場管理

請負者は、工事を円滑に進めるため、工事現場を下記項目に従って管理すること。

- 1 工事現場の管理は、関係法規に従い、遺漏なく行うこと。
- 2 労務者等の監督及び火災、盗難、その他の事故防止に努めること。
- 3 工事現場においては、常に清掃及び諸機材、その他の整理を行うこと。
- 4 工事中従業員の過失または不注意により生じた損害は、請負者がその責任をとること。また、就業中の人身事故についても同様である。
- 5 工事期間中は、工事名、発注者名及び請負者名等を明らかにした標識を立て、必要に応じ夜間点灯設備及び交通誘導員を置くこと。

1-3-2 酸素欠乏症等の防止

- 1 請負者は、酸素欠乏症及び硫化水素による事故等を防止するため、各池、槽、ピット内等の工事を施工する場合は事前に調査し、事故の防止対策を講じなければならない。
- 2 請負者は、法令に従って、その都度、各種測定を行い、安全を確認した上で工事を施工すること。また、その測定結果を記録し、監督員に求められた時には提示できるよう整理しておくこと。

1-3-3 大野極楽寺公園内の交通安全管理

請負者は、大野極楽寺公園内に入る際には、下記項目に従って安全管理を行うこと。公園職員等により、公園外への退去等を指導された場合は、指導に従い、直ちに監督員へ報告すること。

- 1 園内通行証を監督員から受け取り、各車両のフロントガラスに外から見えるように置くこと。ただし、園内通行証は数が限られているため、車両の数を減らすよう監督員から連絡を受けた際には、乗り合わせる等の対応を行うよう努めること。
- 2 公園内に駐車する際には、全ての車両において、輪止めを使用すること。(請負者持参)
- 3 運転前の車両点検・整備を怠らないこと。
- 4 健康チェックを実施し、飲酒運転は絶対にしないこと。
- 5 常に危険予知運転を徹底すること。
- 6 走行時速は10km/h以下とし、園内遊歩道散策中歩行者の通行を最優先とすること。
- 7 公園内でのクラクションの使用は厳禁とする。
- 8 歩行者を認めたときは徐行または停止し、安全確保に努めること。
- 9 車両の使用は荷物の運搬及び作業車の作業時に限り使用し、人員の移動のみに使用しないこと。
- 10 開けた門・柵等はその都度閉めること。
- 11 通行はあらかじめ指定されたルートのみとし、許可なく芝生及び植え込み地への乗り入れは禁止

とする。

- 1 2 公園施設、植物等を破損した場合は、直ちに監督員に報告し、指示に従うこと。
- 1 3 公園内の車両の乗り入れに関しては、公園職員及び警備員の指示に従うこと。

第4節 工事施工

1-4-1 施工管理

- 1 全てが稼働中の施設であり、作業は他の機器に十分注意し実施すること。工事において施設の一部もしくは全部を停止させる必要がある作業を行う場合、事前に監督員と十分に協議すること。また、作業の時間工程表を作成し監督員に提出すること。
- 2 作業の始めにおいては本日の予定、作業の終りにおいては作業の報告を監督員、または監督員が指示する所へ行うこと。
- 3 施設内で作業する場合、作業許可章を所管事務所にて借り受け、着用すること。なお、紛失した場合は、請負者の負担とする。
- 4 無人施設で作業する場合、入退場時に必ず監督員、または監督員が指示する所へ連絡すると共に、施錠の管理については充分注意すること。
- 5 請負者は、前月までの履行状況を、毎月5日までに、実施工程表により監督員に提出すること。

1-4-2 施工時期及び施工時間の変更

- 1 監督員は、工事が保安上その他やむを得ない事情のため緊急施工の必要を認めるときは、請負者に対し、夜間または時間外作業を命ずることがある。
- 2 請負者は施工計画書に記載の無い休日(土、日、祝日)および夜間等時間外作業を行う場合は、監督員に事前に理由を付した書面を提出し、承諾を受けなければならない。

1-4-3 機器材料(以下「機材」という)

- 1 機材は、新品を使用する。(移設材及び支給材料は除く)
- 2 機材の品質は、原則として JIS 規格に適合したもの、またはこれと同等以上の品質を有するものとする。
- 3 請負者は、工事施工に先立ち、工事に使用する機材について、監督員の承諾を得なければならない。
- 4 請負者は、搬入した機材について、監督員が実施する品質及び数量の検査を受けること。
- 5 請負者は、工事に使用する機材を工事現場に搬入しようとするときは、事前に監督員の承諾を得てその指示する所に整理しておくものとする。
- 6 請負者は、検査の結果、不合格品となった機材について、監督員が指示する期日までに工事現場より搬出しなければならない。
- 7 請負者は、検査の結果、合格品となった機材について、監督員の承諾を得ないで工事現場外に搬出してはならない。
- 8 検査の結果、合格品と認められた機材であっても後日、不良箇所が判明した場合は不合格品とみなす。
- 9 請負者は、工事に使用する機材の品質を証明する資料を請負者の責任と費用負担において整備、保管し、検査時に監督員に提出しなければならない。ただし軽微なものについては監督員の了解を得て省略することができる。

1-4-4 機材の試験

請負者は、工事に使用する機材について特記仕様書に定められた機材の試験がある場合は、試験に合格したものでなければ使用してはならない。試験を行った機材については、その結果表を提出

すること。

1-4-5 調査、検査に対する協力

請負者は、発注者が自らまたは発注者の指定する第三者が行う調査、試験及び検査に対して協力しなければならない。

1-4-6 段階確認・施工状況把握

- 1 請負者は、次に掲げる項目の確認時期において、段階確認を受けなければならない。
 - (1) 材料の調合を要する工事（調合毎）
 - (2) 芯出し等、特に重要な工事（箇所毎）
 - (3) 加工して使用する材料（加工後材料毎）
 - (4) 単体試験（試験毎）
 - (5) 単体調整（調整毎）
 - (6) 実負荷試運転（試験毎）
 - (7) 総合試運転（試験毎）
 - (8) その他、特に監督員が指示する工事
- 2 請負者は、次に掲げる項目の確認時期において、施工状況把握を受けなければならない。
 - (1) 水中、または地下に埋設する工事（箇所、路線毎）
 - (2) 完成後、外面から確認することのできない工事（箇所毎）
 - (3) その他、特に監督員が指示する工事
- 3 請負者は、事前に段階確認・施工状況把握に係わる報告（種別、細別、施工予定時期等）を所定の様式により監督員に提出しなければならない、また、監督員から段階確認・施工状況把握の実施について通知があった場合、請負者は、段階確認・施工状況把握を受けなければならない。
- 4 段階確認・施工状況把握は請負者が臨場するものとし、監督員が確認し記名した書面を、請負者は保管し工事完了時に提出しなければならない。
- 5 請負者は、監督員に完成時不可視になる施工箇所の調査ができるように十分な機会を提供するものとする。
- 6 監督員は段階確認において臨場を机上とすることができる。この場合において、請負者は、施工管理記録、写真等の資料を整備し、監督員にこれらを提示し確認を受けなければならない。
- 7 請負者が1項に規定する工事について、段階確認・施工状況把握を受けないで、工事を施工したと認められるときは、破壊して確認することができるものとする。この場合の費用は、総て請負者にて負担するものとする。

1-4-7 工場立会検査

- 1 特記仕様書に定めのある主要機器は、製作中または製作完了時に工場立会検査願を提出し、監督員の工場立会検査を受ける。
- 2 請負者は、工場立会検査に先立ち、原則として社内検査を実施する。その結果を整理し、社内検査成績書として提出する。
- 3 工場立会検査の完了後に検査報告書、指摘事項がある場合は、その内容及び処理報告書等を監督員に提出する。

1-4-8 電気、水の支給

工事に使用する電気、水については、その施設の余裕の範囲内において支給するが、必要な箇所までの配線、配管工事は、一切請負者の負担で行い、その工事の施工にあたっては、監督員の指示に従って行うこと。

1-4-9 既設物の破壊または移動

工事施工において、既設物をやむを得ず破壊、または移動する場合は、監督員の指示に従って施工するものとし、復旧においても監督員の指示に従って行うこと。工事施工時において、既設物を破壊、損傷した場合は、直ちにその状況を監督員に報告し、その指示に従って復旧すること。

1-4-10 解体機材

工事において発生する解体機材は、監督員が指示する所にその都度整理しておくものとする。

1-4-11 建設廃棄物等の運搬、処理

建設廃棄物等は、関係法令を遵守し（コンクリート塊、アスファルトコンクリート塊及び木材等）の運搬、処理に当たっては、適正に処理しなければならない。

1-4-12 竣工銘板

請負者は、工事完成に伴い、別図2 図1-4-12竣工銘板標準図のとおり竣工銘板を作成し、監督員の指定する所に取り付けること。ただし、整備・塗装工事等で監督員が必要ないと認められたときはこの限りでない。

1-4-13 施工

請負者は、設計図書に従って施工するものであるが、これに明示していない事項でも施工上当然必要な工事は請負者の責任において行わなければならない。

1-4-14 各種手続

請負者は必要な場合、関係諸官庁、電力会社及び通信会社などに対する一切の手続きを行うと共に常に密接な連絡を保ち、設備使用開始に支障のないようにしなければならない。これに必要な経費は請負者の負担とする。

1-4-15 保証期間

保証期間は、一宮市公共工事請負契約約款による。

1-4-16 技術講習

請負者は当該施設を運転管理する者に対し、請負者にて作成する維持管理方法・維持管理上の注意点を明記したマニュアルや完成図書に基づき、運転操作、保安点検方法等について詳細な説明を行うこと。

1-4-17 その他

- 1 現場組立及び調整については、請負者は特に熟練した技術者を派遣し、組立調整試験を行うこと。
- 2 請負者は、工事中障害物件の取り扱い及び取り壊しの処置について、監督員の指示または承諾を受けること。
- 3 本工事における特許及び製作者固有の特殊技術の対応については、すべて請負者の責任とする。
- 4 請負者は、本設備の機能向上の観点から、仕様明細に記載してある事項以外の、より優秀な機構、材料等を採用する場合は、詳細図、実績書を提出して監督員の承諾を得ること。
- 5 使用機器工具は、十分な強度を有するもの。または法規で規定されるものを使用すること。
- 6 請負者は、設計図書等に明記していない事項であっても本設備の機能上、当然必要と認められるものについては、具備すること。ただし、これに対して請負代金額は増額しない。
- 7 請負者は、各機器の付属品及び特別付属品については、設計図書に明記されなくとも運転保守上、当然必要なものは納入すること。

第5節 週休2日制工事

1-5-1 施工条件の明示

請負者は、特記仕様書の「施工条件の明示」を確認し、記載内容に従うこと。

1-5-2 建築工事を除く工事

愛知県が定める「愛知県週休2日工事実施要領（土木工事編）」を準用する。ただし、特記仕様書に記載された事項は、この仕様書より優先するものとする。

1-5-3 建築工事

一宮市建築部公共建築課が定める「建築工事における一宮市週休2日制工事実施要領」を準用する。ただし、特記仕様書に記載された事項は、この仕様書より優先するものとする。

1-5-4 取組証の発行

請負者は、取組証の発行を希望する場合は、工事完成日までに監督員に申し出ること。ただし、最終契約金額が1千万円未満の工事については、取組証は発行しない。

第2章 機械工事編

第1節 機械設備工事

2-1-1 機械設備全般

日本下水道事業団の定める「機械設備工事一般仕様書」に準じて施工すること。ただし、これによりがたい場合は、監督員と協議の上、施工方法を決定するものとする。

2-1-2 機械基礎及び土木作業

掘削、埋め戻し、コンクリート打設等の土木工事は、県仕様書に準じて施工する。

第2節 建築機械工事

一宮市建築部公共建築課が定める「一宮市工事標準仕様書（電気・機械設備工事編）」に準じて施工すること。

第3節 機器分解整備工事

2-3-1 遵守事項

分解整備で、設計図書に明示されてない事項については、日本産業規格等を遵守し、あらかじめ監督員の承諾を得ること。

2-3-2 機材

- 1 使用機材は、新品とするが、移設材及び支給品は除く。
- 2 取替機材は、それぞれのメーカー純正品、または各規格品であり監督員の認めたものとする。

2-3-3 施工

1 分解整備前の準備

- (1) 分解整備に先だち取替機材等を設計図書と照合し、部品数量及び部品損傷の有無を点検し異状を発見した場合は、監督員に連絡の上、次の工程に支障のないよう措置すること。
- (2) 分解整備前に個々の機器の音・振動・温度・性能、その他監督員が指示するデータを取ること。
- (3) 床等を汚損させないため養生を行うこと。

2 分解整備

- (1) 請負者は、各機器の構造、整備内容に十分な知識を持った技術者により行い、特に分解組付け等には手違いのないようにすること。
- (2) 分解整備中、新たに取替、または手入れを必要とする場合は、監督員と協議すること。
- (3) 取り扱いの際、機材等を損傷しないよう細心の注意を払うこと。
- (4) 分解整備時には、計測器を用い所定の精度に組付け、データを記録すること。また、異物の混入がないようにすること。
- (5) 分解整備時は、所定の締め付けトルクにより各部のボルトナット等を締め付けること。
- (6) 整備工具は、分解組立上、十分な精度、強度を有するもので、かつ、各工程ごとにおいて最適なものを使用すること。

3 分解整備後の試運転

分解整備後、試運転を行い音・振動・温度・性能、その他監督員が指示したデータを取り、異常があると監督員が判断した場合は、その指示に従い、すみやかに原因を調査し取り除くこと。

4 軸継手等の芯出し

日本産業規格に準拠するものとする。

第3章 電気設備工事編

第1節 一般事項

3-1-1 電気設備全般

日本下水道事業団の定める「電気設備工事一般仕様書・同標準図」に準じて施工すること。ただし、これによりがたい場合は、監督員と協議の上、施工方法を決定するものとする。

3-1-2 機器基礎及び土木・建築作業

掘削、埋め戻し、コンクリート打設等の土木工事は、県仕様書に準じて施工する。

3-1-3 規格・基準等

請負者は、電気設備工事に関する規格・基準等を遵守し、工事の円滑な進捗を図るとともに、その適用・運用は、請負者の責任において行わなければならない。主な規格・基準等は、以下のとおりである。

- (1) 電気設備に関する技術基準を定める省令
- (2) 日本産業規格 (JIS)
- (3) 電気学会電気規格調査会規格 (JEC)
- (4) 日本電機工業会規格 (JEM)
- (5) 日本電線工業会規格 (JCS)
- (6) 日本照明器具工業会規格 (JIL)
- (7) 電池工業会規格 (SBA)
- (8) 日本電力ケーブル接続技術協会規格 (JCAA)
- (9) 日本内燃力発電設備協会規格 (NEGA)
- (10) 日本計量機器工業連合会規格 (JMIF)
- (11) 工場電気設備防爆指針〔ガス蒸気防爆(2006)、粉じん防爆〕
- (12) 電気技術規程 (JEAC)〔高圧受電設備規程〕、〔内線規程〕
- (13) 電力会社電気供給約款
- (14) その他関係法令、条例及び規格

第2節 ケーブル・電線

3-2-1 盤内配線

- 1 電線の種類及び太さについては、設計図書による。
- 2 電線の色別については、下表を標準とする。

表3-2-1 電線色別表

動力回路	R (UまたはX) 相-赤色		
	S (VまたはY) 相-白色		
	T (WまたはZ) 相-青色		
制御回路	交流-黄色		
	直流-青色		
計測回路	電流回路-黒色	信号回路	+赤色
	電圧回路-赤色		-水色
接地線	緑色		

3-2-2 ケーブル札

- 1 工事内で配線したケーブル及び電線には、別図2 図3-2-2 ケーブル札標準図のとおり
のケーブル札を、発点及び着点において取り付けすること。また、ピット・ダクト等ケーブルが密集し
ケーブルの判別が困難な場所においても取り付けすること。
- 2 ケーブル札に記載する事項については以下のとおりとする。
 - (1) ケーブル番号
 - (2) ケーブルの種類
 - (3) 発点・着点
 - (4) その他監督員が必要とする事項
- 3 材質及び寸法等は、アクリル板、縦 20mm 横 80mm 厚 2mm で、表彫りを標準とするが、施工
上または環境上適さない場合は、監督員と協議の上変更できるものとする。

第3節 建築電気工事

一宮市建築部公共建築課が定める「一宮市工事標準仕様書（電気・機械設備工事編）」に準じて施工すること。

第4章 管工事編

第1節 管工事

4-1-1 管工事全般

日本下水道事業団の定める「機械設備工事一般仕様書」に準じて施工すること。ただし、これによりがたい場合は、監督員と協議の上、施工方法を決定するものとする。

4-1-2 土木・建築作業

掘削、埋め戻し、コンクリート打設等の土木工事は、県仕様書に準じて施工する。

第5章 土木工事編

県仕様書に準拠するものとする。

第6章 建築工事編

一宮市建築部公共建築課が定める「一宮市工事標準仕様書（建築工事編）」に準じて施工すること。

第7章 塗装工事編

第1節 塗装工事

7-1-1 塗装工事全般

日本下水道事業団の定める「機械設備工事一般仕様書」に準じて施工すること。ただし、これによりがたい場合は、監督員と協議の上、施工方法を決定するものとする。

7-1-2 塗装色彩

- 1 機械機器及び制御盤の塗装色については、下表を基本とするが見栄えを重視する環境、または材質上適さない場合は監督員と協議し変更することができる。
- 2 配管については、全体の塗装を基本とするが、配管の材質上塗装が適さない場合は監督員と協議の上塗装を省略できるものとする。
- 3 配管色については、室内等で見栄えを重視する環境、または材質上塗装が適さない場合は監督員と協議の上相当色のテープを巻くことで塗装色に変えることができる。

表7-1-2 機器・配管類色別表

	種 別	マンセル値	参考(色 調)
機 械	機械機器	2.5G7/2	あかるい灰み緑青
	手摺	7.5Y9/12	さえた黄色
配 管 関 係	上水	10B5/10	つよい青
	井水	10B7/6	やわらかい水色
	処理水	2.5PB5/6	やわらかい青
	排水	5PB2/6	くらい青
	汚泥	5YR4/4	くすんだ茶
	空気	N9.5	白
	排気		銀色
	ガス	2.5Y8/12	黄
	燃料	5R4/14	赤
	薬品溶液	2.5G3/4	緑
	電 気	電気盤	5Y7/1
電気配管		5Y7/1	あかるい灰色調
電気室、制御室床		10GY6/6	緑

令和□□年度 □□第□□号

工事名 □□□□□□□□工事
令和□□年□□月 完成

施工者 (請負者名)

製造業者 (製造者名)

- ・ 製造業者がない場合、製造業者の記載は必要ない。
- ・ 寸法 50×80 を標準とする。
- ・ 材質は白の亚克力板を標準とするが、環境等を考慮し適切なものを選定すること。
- ・ 文字は経年劣化等により読み取り不可能にならないような処置を取ったものとする。

図1-4-12 竣工銘板標準図

○	(ケーブル番号)		ケーブル種類
	令和**年度—工事番号—*** (3桁)		
	発点	施設名・盤名	
	着点	施設名・盤名	

図3-2-2 ケーブル札標準図

工事完了提出書類一覧表

工事番号 第 号

工事名

工事場所

着手 令和 年 月 日

完成 令和 年 月 日

請負代金額 金 円

- 1 実施工程表
- 2 材料確認書
- 3 段階確認報告書
- 4 施工状況把握報告書
- 5 品質管理資料
- 6 出来形管理資料
- 7 工事写真帳
- 8 再生資源利用実施書・再生資源利用促進実施書
- 9 工事登録証明書（計画・実施）
- 10 マニフェスト管理台帳

住所又は
所在地

請負者 商号又は
名称

代表者氏名

注意) 提出書類に合わせて項目は変更してください。